役務－第４号様式　契約書

別紙５

（案）　　（手稲土木）第　　号

印紙貼付

契　約　書

役務の名称　　手稲区遊器具等維持管理業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

１	契約金額	金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　　円）
２	履行期間	令和５年４月１日から 令和６年３月 31 日まで
３	契約保証金	「免除」又は「金　　円」
４	その他の事項	別紙条項のとおり

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　　月　　日

委託者　　札 幌 市
代 表 者　市長　秋元　克広

受託者　　住　　所
商号又は名称
職・氏名

様式 15-1

契約約款（遊器具等維持管理）

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか別冊の仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従ってこれを履行しなければならない。

２　受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者の指示に従うものとする。

３　受託者は、あらかじめ業務工程について委託者と協議し、業務着手の際には、業務着手届とともに工程表、現場代理人届等を委託者に提出しなければならない。ただし、業務工程に関し、協議が整わない場合は、委託者の指示に従うものとする。

４　受託者は、業務（この契約に基づき履行する業務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した業務に対し、契約金額を支払うものとする。

５　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この約款に定める承諾、通知（第 11 条第２項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持等）

第２条　受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受託者は、業務の履行に当たり、地区住民等に迷惑を及ぼすことのないよう、責任をもってこれに対処しなければならない。

（契約保証金）

第３条　受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

２　前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

２　受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
３　委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第１項の規定ただし書の規定により業務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
４　受託者は、第１項及び第２項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（担当職員）
第６条　委託者は、受託者の業務履行について、必要な連絡指導等を行う担当職員を定め、書面をもって受託者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

（貸与品又は支給材料）
第７条　委託者から受託者への貸与品又は支給材料の数量、規格、品質及び引渡場所は別に示すところによるものとし、引渡期日は業務工程に基づき委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
２　委託者は検査済みの貸与品又は支給材料を供給するものとする。
３　貸与品又は支給材料は、受託者の立会いのもとに引き渡すものとする。この場合において、受託者は、借用書又は受領証を委託者に提出しなければならない。
４　受託者は、受託者の責により、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指示に従って代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（作業内容等の変更）
第８条　第１条第３項に規定する業務工程（作業数量や回数、作業内容等を含む）に変更を生じた場合、又はこれにより委託料に増減が発生する場合は次の各号に定めるところによる。
(1) 委託者と受託者とが協議の上、委託者は受託者に書面をもって業務工程又は内容の変更を指示する。
(2) 委託料の増減に伴う金額については、委託者が当初契約に基づき作業の増減を加味し積算した金額とする。
(3) 変更指示を受けた受託者が指示を承諾する場合は、変更承諾書（様式 34）を提出しなければならない。

（業務期間の変更）
第８条の２　特別の理由により業務期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が工期の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務の中止）

第８条の３　自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務を一時中止させなければならない。

２　委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務を一時中止させることができる。

３　委託者は、前２項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第９条　受託者は業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第 17 条の２の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第 10 条　受託者は、業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第 11 条　受託者は、別表に定める各期の業務が終了又は完了したときは、書面をもって遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会いのもとに業務内容の検査（以下「終了検査」又は「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

３　受託者は、終了検査又は完了検査に合格しないときは、委託者の指示により直ちに補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前２項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第 12 条　受託者は、業務の成果について別表に定める期ごとに、終了検査又は完了検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別表の支払比率により算出される金額の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に別表に定める金額を支払わなければならない。

３　委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に終了検査又は完了検査をしないときは、その期限を経過した日から終了検査又は完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

４　委託者は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、第１項の金額か

ら業務の一部を履行しない作業について第８条第１項第２号に規定する各作業に対する単価に基づき算定した金額を減額することができる。

５　委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第１項の金額の支払を保留することができる。

６　第８条の規定に基づき、委託料に増減があった場合は、別表の支払比率により算出される最終期に支払う金額を増減して支払うものとする。

（契約不適合責任）

第 13 条　第 11 条に規定する終了又は完了検査後、業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課すものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合の担保期間）

第 14 条　委託者は、契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を委託者に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、賠償責任及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

（履行遅延における違約金等）

第 15 条　委託者は、受託者の責に帰すべき理由により第１条第３項に規定する業務工程どおり業務を終了又は完了することができない場合においては違約金の支払を受託者に請求することができる。

２　前項の違約金の額は、別表に定める期間の属する業務工程の期に定める金額につき、履行期間の翌日から終了検査又は完了検査（第 11 条第３項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100

円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該終了検査又は完了検査に要した日数を除くものとする。

3　委託者の責に帰すべき理由により第 12 条第２項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第 16 条　受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の２に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前２号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2　前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3　前２項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第 17 条　委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　履行期間内に業務の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1)　業務が履行不能であるとき。

(2)　業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4)　業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6)　この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
(7)　第４条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
(8)　受託者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
チ　暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
(9)　前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
３　委託者は第１項又は前項（第８号を除く。）の規定により、この契約を解除した場合において、委託者は既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を、受託者に支払わなければならない。
４　受託者は第１項又は第２項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
５　第１項各号又は第２項各号（第８号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第１項又第２項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）
第 17 条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分の 10 に

相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1)　前条第１項又は第２項の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第３条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第１項の賠償金に充当することができる。

（受託者の契約解除権）

第 17 条の３　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　第８条の規定により業務工程を変更したため委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　第８条の３の規定による業務の履行の中止期間が業務期間の 10 分の５（業務期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が終了又は完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)　委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（契約解除に伴う措置）

第 17 条の４　受託者は、この契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

２　前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

３　受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 17 条第３項の既成部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復

して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4　受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　第１項、第３項前段及び第４項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 17 条又は第 17 条の２第２項の規定によるときは委託者が定め、第 17 条の３の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（契約保証金の返還）

第 18 条　委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 19 条　この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 20 条　受託者はこの約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2　受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3　この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表

この業務の各期の委託料支払比率は下表のとおりとする。

期	期間	支払比率	支払金額
第１期	４月１日～５月 31 日	20%	円
第２期	６月１日～８月 31 日	60%	円
第３期	９月１日～11 月 30 日	15%	円
第４期	12 月１日～３月 31 日	5%	円
合計		100%	円

当初契約金額に上記の支払比率を乗じた額を該当する期間の支払金額とする。ただし、第２期から第４期については１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、端数については第１期分で支払うものとする。